

食安輸発0302第3号  
平成23年3月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(メキシコ産アボカド)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成23年2月16日付け食安輸発0216第5号)にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、メキシコ産生鮮アボカドから基準値を超えるアセフェートを検出したことから、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1のミャンマーのごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)の項の次に下記を加えるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アボカド及びその加工品(簡易な加工に限る。)		アセフェート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセフェートが検出されるおそれがあるため。